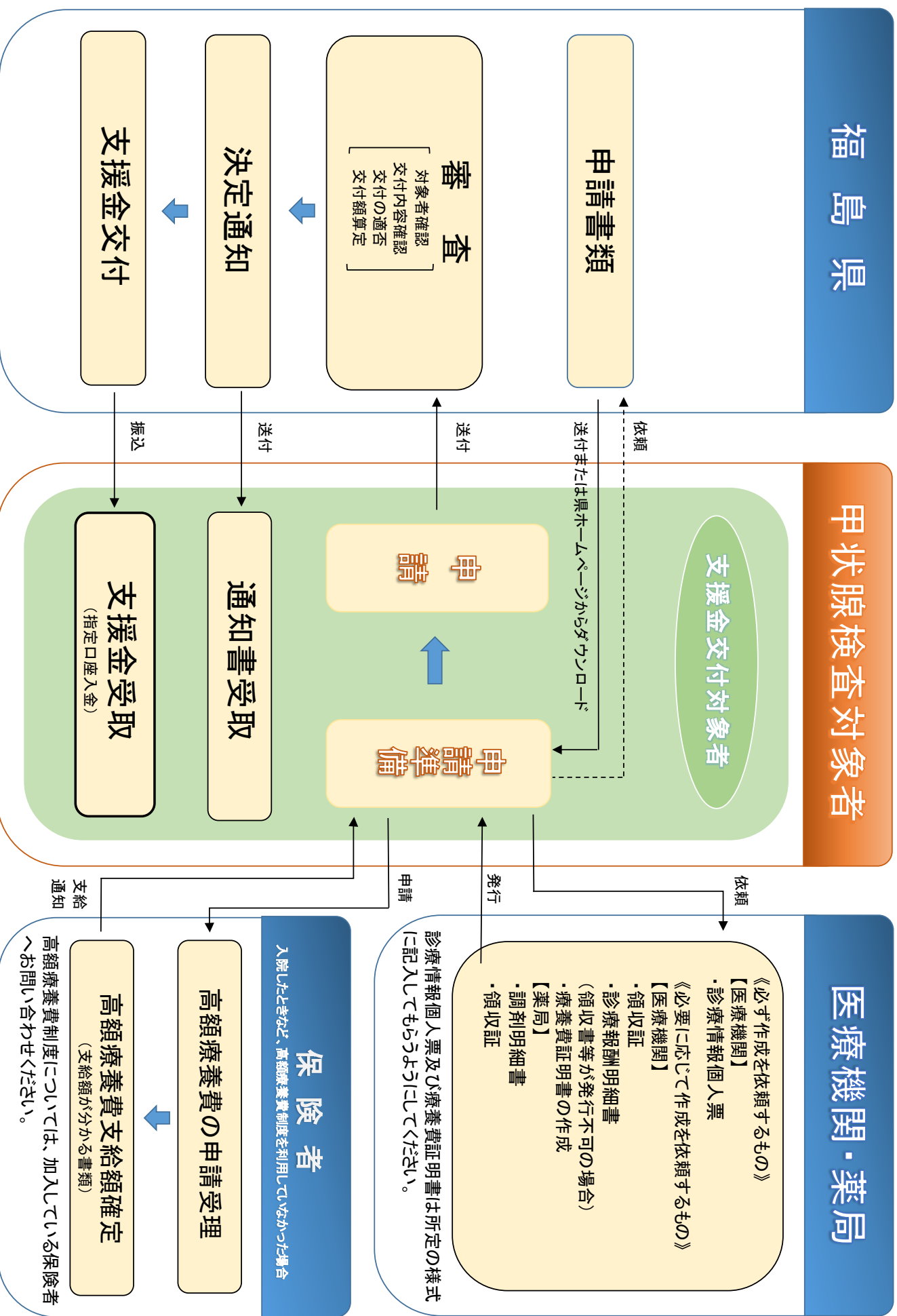


県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金交付の流れ

福島県

甲状腺検査対象者

医療機関・薬局



県民健康調査
甲状腺検査サポート事業
のお知らせ

福島県



事業目的

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、事故当時概ね 18 歳以下の県民の方を対象に県民健康調査甲状腺検査を実施しています。

この事業では、県民健康調査甲状腺検査後に生じた経済的負担に対して支援を行うとともに、保険診療に係る診療情報を県民健康調査の基礎資料として活用させていただき、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることとしています。

事業概要

対象者の方に支援金を交付します。

対象者の方の県民健康調査甲状腺検査後の治療等に関する情報を活用し、県民の皆様の健康の維持、増進を図ります。

対象者

次の(1)及び(2)の項目全てに該当している方が対象になります。ただし、他の公的制度(県や市町村が実施する「こどもの医療費助成事業」、「生活保護」等)により医療費の全額助成を受けている方は対象になりません。

- (1) 県民健康調査甲状腺検査を受けていること(ただし、検査を受けていないことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない)。
- (2) 甲状腺しこり等(結節性病変)があり、医療機関で当該病変に係る保険診療を受けていること。

申請できるもの

- ・甲状腺がん(疑い)に係る保険診療の医療費(実際の自己負担分になります。)
- ・本申請で発生した診療情報個人票の文書作成料、戸籍謄本の発行手数料、郵便料等

申請に必要な書類(以下の書類をご準備のうえ、右下記載の提出先までお送りください)

<<必ず提出していただくもの>>

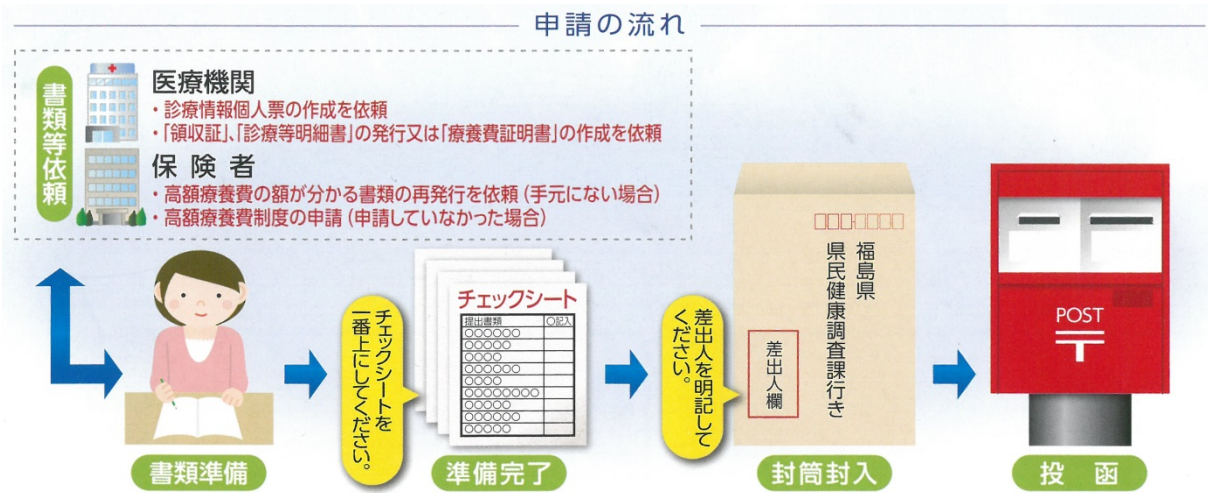
- ◎チェックシート
- ◎県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金申請書【別紙様式1】
- ◎診療情報個人票【別紙様式2】
- ◎同意書【別紙様式3-1、3-2】
- 「領収書写し」(医療機関が発行したもの)
- 「診療明細書写し」(医療機関が発行したもの)
- 【薬の処方がある場合】「領収書写し」(薬局が発行したもの)
- 【薬の処方がある場合】「調剤明細書写し」(薬局が発行したもの)
- 預金通帳の写し(機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が確認できる部分)
- 受診者の方の保険証写し

(保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの)

<<必要に応じて提出していただくもの>>

- ◎「領収書写し」、「診療明細書写し」、「調剤明細書写し」が提出できない場合
⇒別添様式「療養費証明書」（医療機関、薬局に依頼し発行してもらう。）
- 申請者（受診者）が未成年者の場合
⇒申請者と法定代理人の関係が確認出来る書類（例：戸籍謄本）
ただし、受診者の方の保険証写しで確認出来る場合は提出不要です。
- 高額療養費が支給された場合
⇒高額療養費の支給額が確認出来る書類（例：支給決定通知書写し）
ただし、限度額適用認定証を病院窓口に提示された場合は提出不要です。

※ ◎の書類については、下記のお問い合わせ先に連絡いただければ、書類一式をお送りします。
なお、福島県県民健康調査課ホームページからも入手できます。



支給の決定について

提出された書類を福島県で審査した上で交付の適否、交付額等を決定します。

申請者には後日、交付決定通知書をお送りします。支援金は指定された金融機関に振り込みます。

お問い合わせ先・提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎3階）

福島県県民健康調査課

甲状腺検査サポート事業

検索

電話：024-521-7958 窓口時間は8:30～17:00まで（土日・祝日除く）

E-mail：kenkoutyousa@pref.fukushima.lg.jp